

修学等の状況に応じた認定動物看護師資格を有する者の国家試験受験資格の取扱いについて

【事務局（案）に対する構成員の御意見及びとりまとめの方向性】

<とりまとめの方向性>

修学等の状況に応じた認定動物看護師資格を有する者の国家試験受験資格の取扱いについては、構成員からの御意見も踏まえ、以下のとおりとはどうか。（赤字は、事務局当初案からの修正）

- ① 動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラムに基づく「動物看護学」を教育する学科あるいはコースを有する専修学校課程あるいは大学において、認定動物看護師になるために必要な単位数又は必要時間数を正規課程で修めた者
→ 法附則第2条に該当する者とし、農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会を受講すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、実習（実技）に相当するもののみとする。
- ② 専門校・専修学校・短期大学・大学の動物看護に関する課程の既卒者のうち、法附則第2条第1号による特例措置の対象外の者であり、修学歴と実務経験合わせて5年以上の者
→ 法附則第3条第2項（いわゆる現任者）に該当する者であり、講習会を受講し、予備試験に合格すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、実習（実技）に相当するもののみとする。
- ③ 実務経験5年以上の者又は認定動物看護師以前に存在した民間資格^(※)により受験資格を得た者
→ 法附則第3条第2項（いわゆる現任者）に該当する者であり、講習会を受講し、予備試験に合格すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、今後検討される講義科目の一部を免除することとする。

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>認定動物看護師の試験は平成 23 年度から実施されているが、その受験資格は実施年度により異なる。このため、大学や養成所等での修学等の有無によって以下の 3 つに分類する。</p> <p>【考え方】 認定動物看護師の資格を有していることをもって優遇措置を図ることは、愛玩動物看護師の知識及び技術的水準を図る観点から適当ではない。このため、大学等での修学等の有無を元に分類を行った上で、認定動物看護師試験に合格していることを考慮し、優遇措置を図ることとした。</p> <p>(1) 動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラムに基づく「動物看護学」を教育する学科あるいはコースを有する専修学校課程あるいは大学において、認定動物看護師になるために必要な単位数又は必要時間数を正規課程で修めた者 → 法附則第 2 条に該当する者とし、農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会を受講すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、実習（実技）に相当するもののみとする。</p>	<p>① 「動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラム」には、適正飼養に係るものに不足があることから、「農林水産省及び環境省が定めるカリキュラム」に修正すべき。</p> <p>② 専門学校によっては、2 年制の卒業後に 1 年制の専門課程を設けたり、3 年制であっても不足している科目や履修時間を補うための補講措置を行うこと予定したりしている。このため、「正規課程」ではなく、「当該専修学校課程あるいは大学において」と修文すべき。</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 回検討会でとりまとめられた基本的な考え方において、現在の認定動物看護師試験の受験資格校については、法附則第 2 条第 1 号の特例措置の対象とすべきものとされている。附則第 2 条第 1 号で定める科目を「動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラム」に含まれない事項も含めたより広範なカリキュラムを要件とした場合、現在の認定動物看護師試験の受験資格校が法附則第 2 条第 1 号の特例措置の対象に含まれなくなる可能性がある。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が行う養成所の指定について、正規課程に含まれない授業内容を悉皆的に確認し指定することは、都道府県に過大な負担がかかるとともに、各都道府県での指定に当たってバラツキが生じるおそれがある。

	<p>③ 認定動物看護師試験は、令和4年3月に終了するため、現在大学2年生（令和元年度入学、令和4年度卒業）が当該試験取得者の最後の学年（3年次受験の場合）となる。そのため令和2年～4年度入学者においては、認定動物看護師試験は受験できないが、講習会における優遇措置（実習のみ）に該当できるようにお願いしたい。</p> <p>④ マイクロチップ接種以外の実習（実技）は、既に大学や専修学校で実施しているものもあると思われる。煩雑かもしれないが、講習会の負担を減らすため、各大学や専修学校に講習の必要性について調べてはどうか。</p>	<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定動物看護師の資格保持者に対して優遇措置を図ることは、一定程度の知識及び技能を有していることが民間試験等によって担保されていることを前提としていることから、認定動物看護師試験に合格していない者に優遇措置を設けることは適当ではないと考える。なお、法施行前に入学し、法施行後に卒業する者については、法附則第2条第1号ロ及びニに該当し得るものであり、農林水産大臣及び環境大臣が指定する講習会を大学や養成所で行うことも可能と考えられる。 <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会の内容について、大学や養成所の個別具体的事情を踏まえた場合、煩雑となり、講習会の実施主体、受講者の双方に負担が生じるおそれがある。
--	---	--

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>(2) 動物看護に関する課程を有する専門校・専修学校・短期大学・大学の既卒者のうち、法附則第2条第1号による特例措置の対象外の者</p> <p>→ 法附則第3条第2項(いわゆる現任者)に該当する者であり、講習会を受講し、予備試験に合格すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、実習(実技)に相当するもののみとする。</p>	<p>① 看護学科以外の学科を卒業した者も読み込める表現になっているため、「動物看護に関する課程を有する専門校・専修学校・短期大学・大学の既卒者のうち」ではなく、「専門校・専修学校・短期大学・大学の動物看護に関する課程の既卒者のうち」と修文すべきである。</p> <p>② 認定動物看護師の資格を有していれば、実務経験5年以上でなくても受験資格を得ることができるのか。</p> <p>③ 当該既卒者は、これから農林水産省・環境省が定めようとしている科目(カリキュラム)のすべてを履修していない者になる。従って、講習会は、実習(実技)だけでなく、この不足分の科目・科目内容を履修するための講習会を義務づけるべきである。不足している科目を個別に判断してはどうか。</p>	<p>①及び②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物看護学に関する課程の既卒者と明確化すべきとの御意見については、御指摘を踏まえ修文する。 認定動物看護師の資格を有していたとしても、(2)、(3)に該当する者については実務経験5年以上が必要であることを明確に記載する。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> (2)に該当する者は愛玩動物看護師の養成に必要な科目や動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラムを履修していないが、認定動物看護師の資格を有していることから、一定の知識及び技能は有していると考えられる。このため、知識及び技能の水準については、予備試験及び本試験で担保することとし、予備試験の受験資格の付与に当たっては、実習(実技)に相当するもののみとしている。

	<p>④ (1)の分類の者と(2)の分類の者との違いは、履修した科目・科目内容の過不足でしかないことから、(2)の者は(1)に属する者に準じた扱いとし、予備試験を不要とすべきである。そのうえで、当該既卒者のうちの「統一認定機構の動物看護師」などの資格の取得者については、文部科学省の告示に基づく「関連資格の取得をもって科目履修とすることができる措置」を活用して、不足分の科目・科目内容にかかる講習会の受講を義務づける取り扱いとすべきである。具体的には、「講習会については、農林水産省・環境省が定めるカリキュラムのうち、履修していない(不足している)科目・科目内容に相当するもののみとする」という一文を追加することなどが考えられる。</p> <p>⑤ 不足分の科目・科目内容の履修を読み換えることができる資格については、公平性等を確保する観点から、適切な要件を備えた他の資格についてもリストアップすべきである(例:統一認定機構の動物看護師以外の動物看護師にかかる資格など)。</p>	<p>④及び⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予備試験を不要に対する御意見への考え方は、後述する「予備試験の免除等に関する御意見」に記載する。 • 本取扱いは、認定動物看護師資格を科目読み替えしているものではなく、国家資格制度制定までの経緯も踏まえ、認定動物看護師有資格者に対して講習会の負担を一部軽減する措置に過ぎない。なお、他の民間資格までその内容等を個別評価して講習会の負担軽減を行う仕組みは考えていない。
--	--	--

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
<p>(3) 実務経験又は認定動物看護師以前に存在した民間資格^(※)により受験資格を得た者 → 法附則第3条第2項(いわゆる現任者)に該当する者であり、講習会を受講し、予備試験に合格すれば、国家試験の受験資格を取得。講習会については、今後検討される講義科目の一部を免除することとする。</p> <p>※ 日本小動物獣医師会、日本動物病院(福祉)協会、全日本獣医師協同組合、日本動物衛生看護師協会、日本動物看護学会、全日本動物専門教育協会、日本動物専門学校協会、日本動物福祉職能協会</p>	<p>① 「統一認定機構の動物看護師」の資格のみを対象とすることは、公平性等を損なうおそれがある。また、一定の実務経験がある者に条件付きではあるが受験資格を付与するといった特例措置を講じる規定を、「民間資格」の取得を単に行った者にまで適用することは、事務局の考え方にあるように、愛玩動物看護師の知識及び技術的水準を図る観点から適当ではない。従って、ここは、「認定動物看護師以前に存在した民間資格」を削除して、「実務経験により受験資格を得た者」のみとすべきである。</p> <p>② そのうえで、「実務経験により受験資格を得た者」に対しては、これから農水省・環境省が定めようとしている科目(カリキュラム)のうち、履修していない科目・科目内容についての講習会(講義)を義務づけることを明記すべきである。</p>	<p>①及び②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定動物看護師の資格保持者の中には、認定動物看護師の前身の資格を有していることを理由に書類審査によって資格を付与された者がいることから、事務局案の記載としたところ。前身の資格保持者の中には、動物看護師統一認定機構が推奨したコアカリキュラム以外の動物看護に係る課程を履修した者や実務経験のみの者がいる。前者は(2)、後者は(3)の実務経験のみで対応することが可能なため、御指摘を踏まえ修文する。 実務経験により認定動物看護師の受験資格を得た者は、基本的に、愛玩動物看護師の養成に必要な科目を全く履修していない者と考えている。履修していない科目についての講習会を義務付けた場合、全てを履修する必要があるが、認定動物看護師の資格を有していることを評価して、一部免除することが妥当ではないか。

事務局案	事務局案への御意見	御意見に対する事務局の考え方
	<p>・予備試験の免除等に関する御意見</p> <p>① 事務局の考え方には、「認定動物看護師の資格を有していることをもって優遇措置を図ることは、愛玩動物看護師の知識及び技術的水準を図る観点から適当ではない。」とあるが認定動物看護師資格は一定水準の知識と技術を持つ者として認定された全国統一資格であり、公的な資格とも考えられる。民間資格ではあるが獣医療業界が広く認め水準は担保されているものと考えており、認定動物看護師資格を有している者は②、③について予備試験は不要と考える。</p> <p>② (3)に該当する人には、何度も試験を受け、またキャリアがあり、現在にいたる認定試験制度や現場の獣医療を牽引、支えてきた人が多いと考えられる。愛玩動物看護師を早期に実践的な職業とし、現場の不安を払しょくし、良い広い業務に対応させるためには、この区分の人達に国家資格を積極的に取得してもらう必要があります。①と同様か準ずる対応を望む。</p>	<p>①及び②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間試験である認定動物看護師の試験に合格していることをもって、国家試験である愛玩動物看護師の予備試験自体を免除することは、法律で規定された要件を満たさないこととなるため困難であると考えている。

	<p>③ 予備試験を受験せざるを得ない場合であっても、講習会の確認テスト程度のレベルで、講習会と一体となり同日実施することを検討すべき。また、予備試験の受験手数料も無料もしくは低額としていただきたい。</p>	<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検討会において、講習会を可能な限りオンラインで受講できるようにすべきとの御意見をいただいている中、予備試験を講習会と一体で行った場合、オンラインで予備試験を受験することとなるが、その実現可能性については検討が必要となる。 • 受験手数料は、試験実施に必要なコストを受験者全体で負担するものであり、その額は政令で定めるものであることから、認定動物看護師の資格保有者の無償化又は減免については困難と考える。
--	--	---